

新居浜工業高等専門学校最優秀・優秀教員表彰に関する要項

令和3年12月17日要項第1号

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）教職員表彰規則第5条の規定により、本校の最優秀・優秀教員表彰に関して、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 最優秀・優秀教員表彰は、本校教職員表彰規則第2条第1号に該当する者に対して行う。

(選考委員会の設置)

第3条 最優秀・優秀教員表彰の対象となる者の選考を行うために最優秀・優秀教員表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画担当）
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 専攻科長

(選考)

第4条 最優秀・優秀教員表彰の対象となる者の選考は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）理事長が定める国立高等専門学校教員顕彰（以下「教員顕彰」という。）実施要項に基づき、次に掲げる方法で行う。

- (1) 選考年度において、教員による相互評価、学生（3～5年生）による教員評価を実施する。
- (2) 選考委員会は、教員顕彰の推薦の条件及び推薦人員を踏まえ、選考年度の前年度における教員の教育業績等評価資料及び前号の集計結果を基に総合的に評価し、最優秀教員を選考する。
- (3) 選考委員会は、前号で選考された者を除く教員の中から、選考年度の前年度における教員の教育業績等評価資料及び第1号の集計結果を基に総合的に評価し、優秀教員を選考する。

(教員顕彰候補者としての推薦)

第5条 校長は、最優秀教員に選考された者を、教員顕彰の候補者として機構に推薦する。

(事務)

第6条 最優秀・優秀教員表彰に関する事務は、総務課において処理する。

附 則（令和3年12月17日 制定）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。